

## 介護保険施設における負担限度額が変わります

令和3年8月1日から介護保険施設入所やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

### ■補足給付の預貯金要件が下記の表のとおり見直しされます。

	R3.7月まで	→ 見直し後 (R3.8月~)
年金収入等 80万円以下 (第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身：650万円、夫婦：1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下 (第3段階①)		単身：550万円、夫婦：1,550万円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)		単身：500万円、夫婦：1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含みます)＋その他の合計所得金額

### ■食費の負担限度額の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月~)	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月~)
年金収入等 80万円以下 (第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下 (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は、1,392円→1,445円(日額)に変わります。

(注) 居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

### ■毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わります。

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	利用者負担段階区分	上限額
	課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円
課税所得 380万円(年収約770万円)～ 課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円	

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

◎問い合わせ先 保健福祉課保険係(内線271・287)

### 各町立診療所のお盆期間の休診日

日	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13
診療所	月	火	水	木	金
小平診療所				午後休診	
鬼鹿診療所					
小平歯科診療所					
鬼鹿歯科診療所					

※塗りつぶしが休診日になります。